

新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者の 出席停止期間について

出席停止の手続きは、登校後に説明いたします。

〔感染者となった場合〕

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状が軽快後 24 時間経過するまで
- ※ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防対策の徹底を行う。

〔参考〕

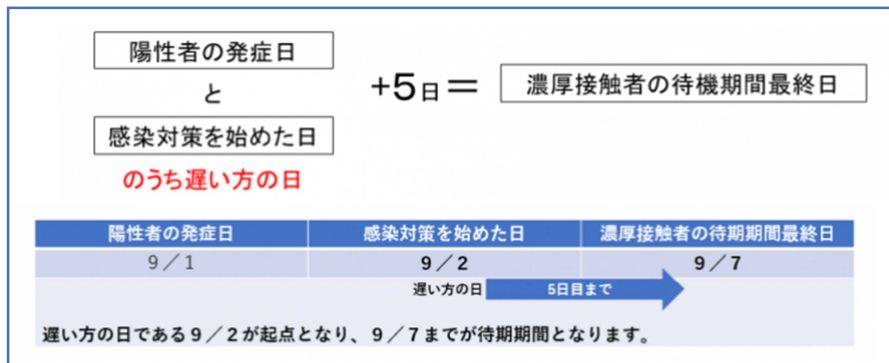
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
発症日	出席停止（自宅療養・不要不急の外出自粛）							登校可能	自主的な感染予防行動の徹底期間		

症状軽快後 24 時間経過

〔濃厚接触者に特定された場合〕

～同居家族が感染した場合・保健所から行動制限（待機）を求められた場合～

- ・陽性者との最終の暴露日（陽性者との接触等）を0日目として、5日間が経過するまで
- ・2日目、3日目に「体外診断用医薬品」と表示された抗原定性検査キット（研究用は不可）で陰性が確認された場合は、3日目から解除が可能
- ※ただし、いずれも、7日間を経過するまでは、感染予防対策の徹底を行う。



〔徳島県 HP より〕

